

議案第 39 号

愛西市手数料条例の一部改正について

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、印鑑登録証交付等に係る手数料の金額を改定する等のため必要があるからである。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例

愛西市手数料条例（平成１７年愛西市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

別表第１（１）印鑑登録証交付の項中「２００円」を「３００円」に改め、同表印鑑登録証明の項及び住民票の写しの項を次のように改める。

印鑑登録証明	１件	３００円 (多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあっては、２００円)	認可地縁 団体印鑑 登録証明 を含む。
住民票の写し	１通	３００円 (多機能端末機により交付する場合にあっては、２００円)	広域交付 を含む。

別表第１（１）住民票記載事項証明の項から身分証明の項までの規定、納税証明書の項から事業証明の項までの規定、公簿及び図面に関する閲覧の項及びその他諸証明の項中「２００円」を「３００円」に改め、同表外出支援サービス事業手数料の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、別表第1(1) 外出支援サービス事業手数料の項を削る改正規定及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に申請された事務（外出支援サービス事業を除く。）に係る手数料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に利用された外出支援サービス事業に係る手数料については、なお従前の例による。

(愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

- 4 愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年愛西市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「本市の電子情報処理組織と電気通信回線により接続された端末機であつて、印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）に必要な操作を自ら行うこと」を「愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）別表第1(1) 印鑑登録証明の項に規定する多機能端末機をいう。）」に改める。